

## VI. 大会規約

### 全国七大学総合体育大会規約

(2019年10月1日以降)

#### 第1編 大会規程

##### 第1章 総則

##### 第1条【名称】

本大会は、全国七大学総合体育大会と称する。

##### 第2条【目的】

本大会は、アマチュアスポーツ精神に則し正々堂々と競い合い、レベルの向上をはかり、お互いの友情を増すことを目的とする。

##### 第3条【構成】

1 本大会は、次の団体（以下、「体育会」とする。）をもってこれを構成する。

北海道大学体育会

東北大学学友会体育部

東京大学運動会

名古屋大学体育会

京都大学体育会

大阪大学体育会

九州大学体育総部

2 本大会は、大会ごとに主管大学を置く。

3 主管大学の決定は、重要事項とする。

##### 第4条【競技種目】

本大会の競技種目は、正式種目及びオープン種目からなる。

#### 第2章 役員

##### 第5条【役職及び定数】

本大会は、大会ごとに次の役員を置く。役員は、第6条に定める任務を行う。

名誉大会長 1名

大会長 1名

副大会長 若干名

顧問 若干名

参与 若干名

実行委員長 1名

副実行委員長 各体育会1名

検討委員 各体育会1名

実行委員 若干名

種目委員 各競技種目1名

但し、名誉会長は必要があると認められる場合に、会長がこれを委嘱する。

## VI. 大会規約

### 第6条【任務】

- 1 名誉大会長は、これがある場合は、大会長とともに本大会を代表する。
- 2 大会長は、主管大学の体育会会長とし、本大会を代表する。
- 3 副大会長は、主管大学以外の体育会会長及び大会長が委嘱する者とし、大会長に支障のあるときはその任務を代行する。
- 4 顧問は、大会長が委嘱し、大会長の諮問に応じる。
- 5 参与は、本大会の運営を援助する。
- 6 実行委員長は、本大会の運営を総括する。
- 7 副実行委員長は、各体育会委員長又は幹事長がこれを務め、実行委員長を補佐する。
- 8 検討委員は、主管大学との連絡及び大会運営の検討を行う。
- 9 実行委員は、実行委員会を組織して本大会を運営し、実行委員長に支障のあるときはその任務を代行する。
- 10 種目委員は、当該競技種目を主管する運動部から選出し、当該競技種目の運営を総括する。

### 第7条【任期】

役員の任期は当該回大会の事業期間とする。但し、再任を妨げない。

## 第3章 委員長会議

### 第8条【機能及び構成】

- 1 委員長会議は、本大会の最高議決機関である。
- 2 委員長会議は、各体育会をもってこれを構成する。
- 3 委員長会議の議長は、実行委員長がこれを務める。

### 第9条【議決】

- 1 委員長会議の議決権は、各体育会がこれを有する。
- 2 委員長会議の議決は、過半数の賛成をもって成立する。
- 3 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる事項は重要事項とし、その議決は全会一致をもって成立する。
  - ① 主管大学の決定
  - ② 実行委員長の承認
  - ③ 予算の承認
  - ④ 予算承認以前における支弁の承認
  - ⑤ 決算の承認
  - ⑥ 競技種目の昇格
  - ⑦ 競技種目の降格及び廃止
  - ⑧ 予備費に関する事項
  - ⑨ 本規約の改正
  - ⑩ 運動部への罰則

### 第10条【招集】

## VI. 大会規約

- 1 委員長会議は、議長がこれを招集する。
- 2 委員長会議は、体育会全ての出席がなければこれを開催することができない。
- 3 委員長会議は、3以上の体育会から開催の請求のある場合、その日から30日以内にこれを開催しなければならない。

### 第4章 実行委員会

#### 第11条【設立】

本大会の運営機関として、大会ごとに、主管大学体育会内に実行委員会を設立する。

#### 第12条【構成】

実行委員会は、実行委員長、副実行委員長並びに実行委員をもってこれを構成する。

#### 第13条【事業期間】

実行委員会の事業期間は、実行委員会の設立時から、当該回大会の決算の承認時までとする。

#### 第14条【事業】

実行委員会は、本規約及び委員長会議の議決に基づき、本大会の運営を行う。

#### 第15条【会計】

実行委員長は、本大会の会計につき、その責任を負う。

#### 第16条【経費】

実行委員会の経費は、参加大学分担金、経費分担金、寄付金その他の収入をもってこれを支弁する。

#### 第17条【予算】

- 1 実行委員会の予算は、実行委員長が予算案を作成し、4月末日までに、委員長会議において承認されなければならない。
- 2 予算が承認される以前の必要な経費については、委員長会議の承認を経て、暫定的にこれを支弁することができる。
- 3 予算の承認は、重要事項とする。

#### 第18条【決算】

- 1 実行委員会の決算は、実行委員長が決算案を作成し、次期主管大学による監査を受け、当該回大会の全競技種目終了後90日以内に委員長会議において承認されなければならない。
- 2 決算の承認は、重要事項とする。

#### 第19条【予備費】

- 1 予備費は、不慮の事態における財政的問題に対応するため、各回大会会計とは別にこれを置く。
- 2 予備費の使用については、事前及び事後に委員長会議で承認されなければならない。なお、事後承認前に、次期主管大学による監査を受けなければならない。
- 3 予備費に関する事項は、重要事項とする。

#### 第20条【解散】

- 1 実行委員会は、事業期間終了をもって解散する。
- 2 残余財産は、次回大会実行委員会に継承する。

### 第5章 改正

## VI. 大会規約

### 第21条【改正】

本規約の改正は、重要事項とする。

### 第6章 廃止

### 第22条【廃止】

本大会は、脱退等の事情により、第3条に定める構成を維持できなくなった場合、これを廃止する。

### 第2編 採点方式

### 第23条【総合順位】

- 1 総合順位は、総合得点の順とする。
- 2 総合得点が同点の場合、優勝正式種目数が多い大学を上位とする。

### 第24条【総合得点】

- 1 総合得点は、各正式種目の順位を次の表を用いて得点に換算し、それを大学ごとに総計したものとす  
る。

	1	2	3	4	5	6	7
7	10	8	6	4	3	2	1
6	8	6	4	3	2	1	
5	6	4	3	2	1		
4	4	3	2	1			

但し、表の該当団体数とは、当該競技種目に該当し、体育会に所属する運動部（以下、「運動部」とする。）  
を有する大学数とする。また、不参加の場合は0点とする。

- 2 運動部は、その部員数が当該競技種目の競技細則に定める競技の成立に必要な人数に満たない場合、参  
加不能な団体とし、前項の該当団体数に含まない。また、運動部が、特段の事情により参加できない場合、  
委員長会議がこれを認めたものについても同様とする。
- 3 正式種目に同順位がある場合、順位が定まれば得られる得点の合計を当該運動部数で割ったものを、当  
該大学の得点とする。
- 4 不慮の事態により、正式種目の順位を決定することができない場合、委員長会議が認めるものについて  
は、当該正式種目に参加した運動部の所属する大学の得点を1点とする。

### 第25条【正式種目の順位】

正式種目の順位は、当該競技種目の競技細則に従い決定する。但し、当該競技種目に第36条に定め  
る承認団体のある場合、これを除き、繰り上げた順位を正式種目の順位とする。

### 第3編 競技種目規程

### 第1章 競技種目

### 第26条【規定】

- 1 正式種目は、5以上の運動部が継続的に参加し得るものでなければならない。
- 2 オープン種目は、4以上の運動部が継続的に参加し得るものでなければならない。

### 第27条【実施形態】

## VI. 大会規約

競技種目の実施形態は、それにつき当該運動部間で意思が統一されており、かつそれが第 2 条に定める目的に即するものでなければならない。

### 第 28 条【競技細則】

- 1 競技細則は、当該競技種目の実施形態につき必要な事項を定めたものとする。
- 2 競技細則は、作成及び変更があるごとに、実行委員会にこれを提出しなければならない。

### 第 29 条【主管運動部】

- 1 各競技種目の主管となる運動部は、大会ごとにこれを決定する。
- 2 主管となる運動部は、原則として、主管大学体育会に所属する運動部でなければならない。但し、実行委員会が認める場合、この限りではない。
- 3 主管となる運動部は、当該競技種目を運営する。

### 第 30 条【競技日程】

競技種目は、原則として、実行委員会の定めた期間内にこれを行わなければならない。但し、実行委員会が認める場合、この限りではない。

### 第 31 条【競技会場】

競技種目は、原則として、主管大学所有の競技会場を使用し、これを行わなければならない。但し、実行委員会が認める場合、この限りではない。

### 第 32 条【新設及び昇格】

- 1 競技種目の新設とは、新たな種目をオープン種目として設けることをいう。
- 2 競技種目の昇格とは、オープン種目から正式種目へ昇格することをいう。
- 3 前 2 項に関する手続きは、本規約とは別にこれを定める。
- 4 競技種目の昇格は、重要事項とする。

### 第 33 条【降格及び廃止】

- 1 競技種目の降格とは、正式種目からオープン種目へ降格することをいう。
- 2 競技種目の廃止とは、当該競技種目を本大会の競技種目から削除することをいう。
- 3 前 2 項に関する手続きは、本規約とは別にこれを定める。
- 4 競技種目の降格及び廃止は、重要事項とする。

### 第 34 条【即時廃止】

競技種目は、当該競技種目に参加する運動部数が 4 に満たない場合、その大会の終了をもってこれを廃止する。

### 第 35 条【即時降格】

競技種目は、当該競技種目に参加する運動部数が 4 の状態が 2 大会続く場合、その大会の終了をもってこれを降格する。

## 第 2 章 競技種目への参加

### 第 36 条【団体の参加資格】

競技種目に参加する団体は、第 24 条にいう運動部に限る。ただし、競技種目に関する規程第 2 条にあげる団体（以下、「承認団体」とする。）はその限りではない。

## VI. 大会規約

### 第 37 条【参加登録】

- 1 参加登録は、実行委員会が定めるエントリーに関する書類（以下、「エントリー書類」とする。）の提出をもってこれに代える。
- 2 本大会に参加する運動部及び承認団体は、実行委員会の定める期限までに参加登録を行わなければならない。
- 3 エントリー書類に含まれるエントリーシートは、当該運動部及び承認団体に所属する全部員（このとき、本大会への出場の有無は問わない。）についての必要事項の記載または記録を要する。

### 第 38 条【選手の参加資格】

- 1 本大会に参加する選手は、エントリー書類に必要事項が記載されていなければならない。
- 2 運動部を代表する選手は、当該大学に入学してから 4 年未満の学部生でなければならない。ただし、実行委員会が認める場合、その限りではない。

### 第 39 条【経費分担金】

本大会に参加する運動部は、実行委員会の定める金額を経費分担金として実行委員会に支払わなければならない。

### 第 40 条【承認団体分担金】

本大会に参加する承認団体は、実行委員会の定める金額を承認団体分担金として実行委員会に支払わなければならない。

### 第 41 条【運動部への罰則】

- 1 委員長会議は、運動部の行為が本規約に反すると判断した場合、当該回大会の得点を 0 点とし、本大会の出場資格を期間を定めて停止することができる。
- 2 運動部への罰則は、重要事項とする。

## 第 3 章 代表者会議

### 第 42 条【構成】

各競技種目の代表者会議は、当該競技種目の種目委員、各運動部の代表者及び各承認団体の代表者をもってこれを構成する。

### 第 43 条【機能】

- 1 代表者会議は、本規約、委員長会議の議決並びに実行委員会の決定に従い、次の各号に掲げる事項を決定する。
  - ① 競技細則
  - ② 次回大会主管運動部
  - ③ 実行委員会が必要と認めた事項
- 2 種目委員は、代表者会議の決定事項を実行委員会に報告する。

## 第 4 章 競技結果報告

### 第 44 条【競技結果報告】

- 1 種目委員は、当該競技種目終了後、当該競技種目の順位を、直ちに実行委員会に報告しなければならない。

## VI. 大会規約

- 2 種目委員は、当該競技種目終了後、30日以内に実行委員会に競技種目報告書を提出しなければならない。

### 附 則

本規約は、平成29年9月24日より施行する。

本規約は、令和元年10月1日より施行する。

### 競技種目に関する規程

#### 第1章 総則

##### 第1条【目的】

本規程は、全国七大学総合体育大会（以下、「本大会」とする。）の競技種目に関する事項を定めたものである。

##### 第2条【競技種目】

本大会の競技種目は、以下に掲げる正式種目及びオープン種目からなる。

##### 正式種目

アイスホッケー

アーチェリー

空手道（男・女）

弓道（男・女）

剣道（男・女）

航空

硬式庭球（男・女）

硬式野球

ゴルフ

自動車

柔道

準硬式野球

少林寺拳法

競泳（男・女）

水球

スキー

相撲

ソフトテニス（男・女）

ソフトボール

体操

卓球（男・女）

馬術

## VI. 大会規約

バスケットボール（男・女）

バドミントン（男・女）

バレーボール（男・女）

ハンドボール

フェンシング

ヨット

ラクロス（男・女）

陸上競技（男・女）

陸上ホッケー

承認団体

水球（東北大）

相撲（北大）

ソフトボール（北大）

スキー（神戸大、一橋大、東京工業大）

ゴルフ（一橋大）

ハンドボール（神戸大）

陸上ホッケー（新潟大）

### 第2章 競技種目の新設及び昇格

#### 第3条【競技種目の条件】

- 1 新設を希望する種目は、4以上の運動部が参加するものでなければならない。
- 2 昇格を希望する競技種目は、5以上の運動部が参加し、前回大会及び前々回大会において本大会のオープン種目として開催されているものでなければならない。

#### 第4条【競技種目の新設手続】

種目の新設は、希望する種目団体が実行委員会に新設申請書を提出し、委員長会議がこれを議決する。

#### 第5条【競技種目の昇格手続】

昇格の手続については、前条の手続を準用する。この場合において、前条の「新設」は「昇格」と読み替えるものとする。

#### 第6条【申請書】

新設申請書及び昇格申請書の形式は、委員長会議がこれを定める。

### 第3章 競技種目の降格及び廃止

#### 第7条【競技種目の降格手続】

- 1 競技種目の降格は、実行委員会が、当該競技種目が本大会規約第2条に反し、正式種目として妥当でないと判断した場合、降格提議書の当該競技種目の種目委員への送付をもって提議される。
- 2 競技種目の降格は、実行委員会が降格提議書に対する見解書を受け、委員長会議においてこれを議決する。
- 3 種目委員は、降格提議書を受理してから60日以内に見解書を提出しなければならない。



## VI. 大会規約

### 第8条【競技種目の廃止手続】

廃止の手続については、前条の手続を準用する。この場合において、前条の「降格」は「廃止」、「正式種目」は「競技種目」とそれぞれ読み替えるものとする。

### 附則

本規程は、平成29年9月24日より施行する。

本規程は、令和元年10月1日より施行する。